

令和2年12月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年（行コ）第10号 政務活動費返還請求控訴事件（原審・金沢地方裁判所

平成31年（行ウ）第2号）

口頭弁論終結日 令和2年10月14日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨等

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の者（本件各議員）に対し、対応する各「違法支出総額」欄記載の各金員及びこれに対する平成30年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 被控訴人は、野本正人に対し、9176円及びこれに対する平成30年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。（当審における拡張請求）

第2 事案の概要等（以下、略称は原判決の例による。）

- 1 本件は、金沢市の住民である控訴人が、同市議会の議員である本件各議員が平成29年度に金沢市から交付を受けた政務活動費から支出した原判決別紙違法支出額等一覧表の「違法支出額」欄記載の金額は違法であるから、本件各議員は、同市に対し、違法に支出された上記各金額に相当する金員を不当

利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成30年5月1日（平成29年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による民法704条の利息又は遅延損害金の支払を請求することを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。控訴人は、当審において、野本議員が上記の政務活動費から違法に支出した金額を9176円追加して主張し、野本議員に対して更に同額の不当利得の返還及びその法定利息等の支払を請求することを求めて請求を拡張した。

2 関係法令等の定め等、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、下記3のとおり当審における控訴人の主張を付加し、下記4及び5のとおり控訴人の当審における拡張請求に係る当事者の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決11頁14行目の末尾の次に「ただし、原判決別表Cの26及び27番を除く。」を加える。

3 当審における控訴人の主張

(1) 判断枠組みの誤り

原審は、「政務活動費の収支報告書に本件使途基準に適合しない支出が一部計上されていたとしても、当該年度において、本件使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることとならない限り、当該政務活動費の交付を受けた議員が政務活動費を法律上の原因なく利得したと

いうことはできない」として、最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決（民集72巻6号993頁。以下「最高裁平成30年判決」という。）を参照として引用するが、誤りである。

法100条14項ないし16項の規定は、従前の政務調査費時の法の解釈を許さない。また、本件は平成29年度の政務活動費のみを対象とする事件であり、政務調査費及び政務活動費の3会計年度分を一括対象とした事件についての最高裁平成30年判決とは異なるから、本件に最高裁平成30年判決を適用することは不適切である。

(2) 本件手引きを参酌することは許されないこと

原審は、本件手引きの記載内容を十分参酌することが相当であるとするが、誤りである。

法100条14項は「政務活動費に充てることができる経費の範囲は」「条例で定めなければならない」と規定しているが、金沢市議会は、法制執務の関係から本件条例に規定することを断念して、本件手引きで表していくとしたもので、本件手引きは「政務活動費の使途の透明性を一層確保する」趣旨のものではないし、法100条14項に基づく本件条例8条の規定を否定する本件手引きの記載内容を参酌することは許されない。加えて、本件使途基準が一義的に明確でないであれば、そのことが問題になるとしても、本件手引きを参酌する理由にはならない。

(3) 広報費の支出（原判決別表B, C, D, E）が違法であること

原審は、下沢議員、野本議員、玉野議員及び小林議員の各広報費の支出への充当額は、いずれも本件使途基準に適合しないものとは認められないとするが、事実誤認である。

下沢議員の自宅の住所は自由民主党石川県金沢市第二十七支部の主たる事務所の所在地であり、野本議員の自宅は同党石川県金沢市第二十四支部の主たる事務所の所在地であり、玉野議員の自宅は政治団体である金沢政策研究

会及び玉野道を支える会の主たる事務所の所在地であり、小林議員の自宅は政治団体であるこばやし誠後援会及び小林誠と金沢の明るい未来を創る会の主たる事務所の所在地であるが、上記の各団体及び野本議員の政治団体であるのもと正人後援会はいずれも宣伝事業費を使っていないから、上記各議員の広報費は政務活動の経費であるとともに上記各議員の宣伝活動として政党活動又は後援会活動の宣伝事業経費の役割を果たしていたと推認できる。したがって、上記各議員の広報費の支出額（原判決別表B、C、D、E。ただし、原判決別表Cの26及び27番を除く。）の2分の1を超えて政務活動費を充当することはいずれも違法である。

#### (4) 人件費の支出（原判決別表F）が違法であること

原審は、人件費の対象となる職員を議員の政務活動の補助に専従している者に限定されないとするが、本件条例8条2項別表では人件費は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明確に規定しており、政務活動と関係のない業務を行うこともある職員を雇用する経費のことではないから、誤りである。

高畠ちづ江は政治団体「松峰会」（主たる事務所の所在地は松村議員の自宅）の事務担当者であり（甲53の1、2），松村議員が行う活動を補助する職員ではないから、その人件費支出（原判決別表F）に政務活動費を充当することは違法である。

### 4 野本議員の広報費支出のうち原判決別表Cの26及び27番についての控訴人の主張（当審における請求拡張に係る部分）

上記の支出は平成30年2月21日開催の「のもと正人新春市政報告会」の郵送代金支出である。「のもと正人新春市政報告会」は自由民主党石川県金沢市第二十四支部が主催した事業であり、野本議員の政務活動費ではない。したがって、原判決別表Cの26及び27番の支出に係る充当額合計9176円の全額が違法となる。控訴人は、これらについて、原審では、充当額の

2分の1を超える部分のみが違法である旨主張していたが、当審においてこれを改め、充当額の全額が違法である旨主張するものである。

### 5 野本議員の広報費支出のうち原判決別表Cの26及び27番についての被控訴人及び同補助参加人野本正人の主張

争う。野本議員は、平成30年2月21日、金沢東急ホテルにおいて、「のもと正人新春市政報告会」を開催し、12月定例月議会、現況の市政の課題、市政に対する要望等の市政に関する報告を行った（甲28の22）。市政報告会では、飲食を伴う懇親会が行われたが、懇親会分の費用は、参加者から会費を受領して支払っており、政務活動費に計上していない。野本議員が計上したのは、12月定例月議会、現況の市政の課題、市政に対する要望等の市政に関する報告を行った市政報告会の案内の発送に関する費用であるが、市政報告会における来賓祝辞、後援会長の挨拶など野本議員の政務活動と合理的な関連性を有しない可能性がある内容が10分の2を占めるため、上記費用のうち10分の8を計上した。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求（当審における拡張請求を含む。）はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、下記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加し、下記3のとおり控訴人の当審における拡張請求についての判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし8に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決42頁13行目から14行目にかけての「、26及び27」を削り、25行目の「また、」から同43頁3行目の「このように、各」までを削り、8行目の「、平成30年2月」から9行目の「その10分の2」までを削る。
- (2) 原判決45頁1行目の「政務活動費の支出」の前に「上記イないしオの」を加え、4行目の末尾に「原判決別表Cの26及び27番を除き、」を加

える。

- (3) 原判決 57 頁 15 行目の「照らしても、」の次に「収支の報告に当たって、交付額を上回る支出の総額を計上することが禁止されているとはいえず、」を加える。

## 2 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 判断枠組みの誤りについて

控訴人は、原審が最高裁平成 30 年判決を参考した判断枠組みを採用することが誤りである旨を主張するが、本件条例の規定ぶりに照らすと、最高裁平成 30 年判決の考え方は本件の場合にも妥当することが認められるから、上記 1 で引用した原判決が採用した判断枠組みに不合理な点はなく、これに反する控訴人の上記主張は採用することができない。

- (2) 本件手引きについて

控訴人は、金沢市議会は、法制執務の関係から本件条例に規定することを断念して、本件手引きで表していくとしたもので、本件手引きは「政務活動費の使途の透明性を一層確保する」趣旨のものではないし、法 100 条 14 項に基づく本件条例 8 条の規定を否定する本件手引きの記載内容を斟酌することは許されないと主張するが、条例に個別の例示を記載することができなかつたのは、飽くまで立法技術上の問題にすぎず、本件手引きに具体的な例として記載されたものが政務活動費に当たらないことを前提とするものではないし、そのような具体的な例を本件手引きに記載することで政務活動費の使途の透明性を確保することに資するのであるから（甲 46 参照），控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) 広報費の支出について

控訴人は、下沢議員、野本議員、玉野議員及び小林議員の住所地を事務所の所在地とする政党支部や後援会等の政治団体が存在し、当該政治団体はいずれも宣伝事業費を支出していないから、上記各議員の広報費は政務活

動経費であるとともに政治団体の宣伝事業経費の役割を果たしていたと推認できるから、上記各議員の広報費の支出額の2分の1を超えて政務活動費を充当することは違法である旨を主張し、上記政治団体の収支報告書（甲40、41、48ないし52の各1、2）を提出する。

しかしながら、控訴人主張の事実関係が認められるとしても、それだけでは上記各議員の広報費の支出の2分の1を超える部分が本件使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証として十分とはいえないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

#### (4) 人件費の支出について

控訴人は、人件費には、政務活動と関係のない業務を行うこともある職員を雇用する経費は含まれない旨を主張し、松村議員の人件費の支出の対象となった高畠について、松村議員の住所地を事務所の所在地とする政治団体の事務担当者として高畠の氏名が記載された収支報告書（甲53の1、2）を提出する。

しかしながら、人件費として政務活動費を充当するに当たって、議員が行う活動を補助することに専従することが必要とされていないことは、上記1で引用した原判決第3の4に記載のとおりであって、控訴人主張の事実のみでは、高畠の雇用に係る松村議員の人件費の支出が本件使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証として十分とはいえないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

#### (5) 控訴人の当審におけるその他の主張は、原審における主張の繰り返しか、又は独自の見解に基づく主張であり、いずれも採用することができない。

### 3 野本議員の広報費支出のうち市政報告会に関する支出（原判決別表Cの26及び27番）についての判断（当審における請求拡張に係る部分）

#### (1) 証拠（甲28の22、甲41の2）及び弁論の全趣旨によれば、同支出は、平成30年2月21日午後6時30分から午後9時まで金沢東急ホテ

ルで開催された「のものと正人新春市政報告会・懇親会」の案内葉書代に充てられたこと、案内葉書には「金沢市議会議員として今までの活動をご報告させていただくと共に懇親を深めることができればと思っております」と記載されていること、市政報告会・懇親会の出席者は地元町会役員、企業関係者300名程度のほか、国会議員秘書、金沢市長、石川県議会議員が来賓として招待され、市政報告会に引き続いだ飲食を伴う懇親会が実施されて出席者が会費を支払ったこと、自由民主党石川県金沢市第二十四支部の平成30年分の収支報告書中の「その他の事業による収入」欄には、「のものと正人新春市政報告会」として292万円の収入が計上され、「その他の事業費（のものと正人新春市政報告会）」として「会場代、食事代」の170万円余りを含む292万5461円の支出が計上されていることが認められる。

上記の認定事実によれば、案内葉書は「市政報告会・懇親会」を案内するものであるところ、開催の場所や時間、出席者の規模等に照らすと、市政報告会よりも懇親会を主たる目的とするものであったことが推認され（なお、提出された式次第には時間配分に関する記載はない。），懇親会の費用は上記政党支部が出席者から受領して、会場費を含めた経費を支払っていることからすると、野本議員の政務活動費から、上記の市政報告会の案内葉書代の10分の2を超える額を支出することが違法であることを推認させる一般的・外形的事実の主張立証がされたものと認められる。これに対し、被控訴人又は同補助参加人野本正人は原判決別表Cの26及び27番の充当額が本件使途基準に適合する支出であることの反証をしないから、その全額である9176円は違法な支出に当たるものというほかない。

以上によれば、野本議員の収支報告書等に計上された広報費の支出のうち原判決別表Cの26及び27番の支出合計9176円は本件使途基準に適合しないものであると認められる。

(2) しかし、野本議員の収支報告書等上の支出総額196万1919円（甲14, 25, 丙へ1）から本件使途基準に適合しない広報費の支出である9176円を控除しても、野本議員の政務活動費交付額である192万円を下回ることはない。

(3) したがって、野本議員は、金沢市に対し不当利得返還義務を負わないこととなる。

4 よって、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴人の当審における拡張請求も理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 蓬井俊治

裁判官 橋本修

裁判官 峯金容子

(別紙)

当事者目録

金沢市

控訴人

金沢市広坂1丁目1番1号

被控訴人

金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士

向 峰 仁 志

金沢市諸江町上丁127番地1

被控訴人補助参加人

澤 飯 英 樹

金沢市長田本町下86番地3

被控訴人補助参加人

松 村 理 治

金沢市玉鉢3丁目123番地

被控訴人補助参加人

玉 野 道

金沢市不動寺町下128番地

被控訴人補助参加人

前 誠 一

金沢市畠田西3丁目544番地1

被控訴人補助参加人

小 林 誠

金沢市泉本町2丁目89番地4

被控訴人補助参加人

野 本 正 人

上記6名訴訟代理人弁護士

堀 口 康 純

同

犬 塚 雅 文

金沢市八日市出町188-7

被控訴人補助参加人

中 川 俊 一

同訴訟代理人弁護士

柴 田 未 来

金沢市上荒屋5-26

被控訴人補助参加人

秋 島 太

同訴訟代理人弁護士

山 村 信 三

これは正本である。

令和2年12月9日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 寺口智子

